

マチカネポイントアプリ利用者規約

第1章 総則

第1条 (目的)

- 1 本規約は、豊中市（以下「当市」という。）がフェリカポケットマーケティング株式会社に委託して提供するマチカネポイントアプリを利用したサービス（本サービス）の利用条件について定めます。
- 2 当市が、本サービスの利用条件等の詳細について、別途定める規則、マニュアル等は、本規約と一体で適用されるものとします。

第2条 (定義)

本規約における次の用語の意味は、下記のとおりです。

- (1) 「ポイント」とは、本規約に基づき当市が発行する電子マネーです。
- (2) 「マネー」とは、本規約に基づき当市が発行する電子版商品券（プレミアム付与分含む）です。
- (3) 「ポイント等」とはポイント、マネーの総称です。
- (4) 「利用者」とは、本規約に同意して本サービスを利用する者です。
- (5) 「加盟店」とは、利用者が、ポイントを取得し、または、利用できる店舗、施設等です。
- (6) 「利用者端末」とは、本サービスにおいて認証に利用されるスマートフォン等の機器等の総称です。
- (7) 「本アプリ」とは、本サービスを利用するために利用者が使用するスマートフォン等向けのソフトウェアです。
- (8) 「本サイト」とは、本サービスの提供のために、当市が開設する WEB サイトまたはアプリの画面です。
- (9) 「加盟店端末」とは、利用者端末とデータを授受することができるスマートフォン等の加盟店等に設置される機器です。
- (10) 「ID」とは、本サービスにおいて、利用者等を識別するための符号で、利用者自身が登録したもの他、利用者端末等に割り当てられた符号を含みます。
- (11) 「対象取引等」とは、ポイントの付与・利用の対象となる利用者と加盟店との間の商品購入、サービス提供等の取引等です。
- (12) 「チャージ」とは、現金、その他の決済手段により、利用者が対価を支払って、ポイント等の残高を増加させる行為です。
- (13) 「関連事業者」とは、加盟店、提携サービス提供者、本サイトの広告主の総称です。
- (14) 「記録情報」とは、本事業を通じて電磁的に蓄積される情報です。
- (15) 「利用契約」とは、本規約に基づき、利用者と当市との間に成立する契約です。
- (16) 「本規約等」とは、本規約及び前条第2項の規則、マニュアル等をいいます。

第3条 (利用契約)

- 1 本サービスの利用を希望する場合、本規約の内容を承諾の上、当市所定の方法により、当市に利用を申し込みます。なお、当市に対して申請時に入力した情報が正確かつ最新の内容であることを確約するものとします。
- 2 利用者が前項の申込を行い、本サービスを利用するための登録が完了した時点で、利用者と当市との間に、利用契約が成立するものとします。
- 3 本サービスの利用登録は利用者1人につき1アカウントとし、利用者1人で複数アカウントを保有または利用することはできません。
- 4 当市は、第1項に基づく申込について、本サービスの運営に支障があると判断した場合、

申込を承諾しないことがあります。

- 5 利用者は、申込内容または申込後の登録情報に変更がある場合、当市所定の方法に従って、事前に変更手続を行うものとします。

第4条（本規約の変更）

- 1 当市は、次の事情により本規約を変更する必要がある場合、次項に基づき、本規約等を変更できるものとします。
 - (1) 法令の改正、その他社会情勢の変化
 - (2) 物価、公租公課、その他の経済的負担の変動等の経済情勢の変化
 - (3) 技術環境や経営環境の変化等に伴うサービス内容の合理化、システム変更、その他の技術上・運用上の変更
 - (4) その他、前各号に準ずる事情
- 2 当市は、前項に基づき、本規約を変更する場合、30 日以上前に利用者に通知します。ただし、利用者に不利な変更を含まない場合、または、緊急の必要がある場合には、直ちに本規約を変更することがあります。
- 3 利用者は、前 2 項の変更に異議がある場合、第 6 条第 1 項に基づき、利用契約を解除することができます。なお、利用者が当該変更後も利用契約を解除しない場合は、当該変更を承諾したものとします。

第5条（通知）

- 1 本規約に関する通知は、アプリのお知らせ機能による通知、電子メール、本サイトに掲載する方法または書面により行います。当該通知は、関連事業者を通じて行われる場合があります。
- 2 前項の通知は、アプリのお知らせ機能による通知、利用者が当市に届け出た電子メールアドレスへの送信、本サイトへの掲載、または住所への発送時点をもって、完了したものとします。

第6条（利用契約の終了）

- 1 利用者は、当市所定の方法で当市に通知することにより、利用契約を終了させることができます。
- 2 利用契約は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者への通知なく終了します。
 - (1) 利用者が本規約等に違反し、相当な期間を定めて催告しても、その期間内に是正されない場合
 - (2) 第 14 条第 2 号または第 3 号の場合
 - (3) 利用者として 3 ヶ月以上連絡がとれない場合
 - (4) 当市がやむを得ない事由により本サービスの提供を終了する場合
- 3 利用契約が終了した場合、利用者は、本サービスを利用することはできません。また、利用契約終了時に、ポイント等が残っていた場合には、失効するものとし、払い戻しはできません。

第2章 ポイント等

第7条（ポイント等の取得等）

- 1 当市は利用者に対し、当市が別途定める方法により、ポイントを付与することができます。また、利用者は、当市が別途定める方法により、マネーを購入することができます。
- 2 ポイント等の有効期限は当市が定め、本アプリ内にて利用者に提示するものとします。
- 3 ポイント等の利用終了、その他いかなる理由によっても、ポイント等を払い戻すことはで

きません。

第8条（ポイント等の利用）

- 1 利用者は、次のいずれかの方法により、取得したポイント等を利用することができます。
 - (1) 加盟店において、1ポイントまたは1マネーあたり1円相当の割合で、対象取引等における支払に代えて、ポイント等を利用する。
 - (2) その他、当市が別途定める方法により利用する。
- 2 ポイント等により決済した対象取引等について、商品不良、サービスの不具合により、対象取引等が正常に完了しなかった場合、加盟店の判断により、ポイント等の返還等の対応がされることがあります。
- 3 ポイント等を決済に利用できる対象取引等の範囲、前項の対応内容等については、当市が定めます。

第3章 ポイントの条件

第9条（IDの管理責任）

- 1 利用者は、IDを第三者に貸与することはできません。
- 2 利用者は、ID、パスワードを自らの責任で、第三者に知られないよう管理し、ID及びパスワードの盗用を防止する措置を行うものとします。

第10条（記録情報の確認）

利用者は、本アプリでの表示、その他、当市が指定する方法により、ポイント等の残高を確認することができます。

第11条（費用負担）

- 1 利用者は、次の費用を負担するものとします。
 - (1) 本サイトへアクセスするための機器・ソフトウェア等、利用者端末の取得・利用に関する費用
 - (2) 当市が提供するサービスまたは提携サービス等のうち、有料のサービス等の利用料金
 - (3) 本サービス及び提携サービス等を利用するための通信費、交通費、その他の実費
 - (4) その他、本サービスを利用するための費用
- 2 提携サービス等の利用料金の要否・金額、支払条件、その他の利用条件等については、各提携サービス提供者が定めます。

第12条（問い合わせ窓口）

本サービスに関する問い合わせ窓口は運営事務局とします。

- ・ デジタル応援券・マチカネポイント運営事務局
- ・ 0120-56-1313／受付営業時間：9：00～17：15（土・日・祝日除く）

第13条（禁止事項等）

- 1 利用者は、利用者端末の保管、利用にあたり、利用者端末が変形、破損等したり、ポイント等に関するデータが消失、破損等したりしないように取り扱うものとします。
- 2 利用者は、次の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) エンドユーザー端末の変形、破損等のおそれがある取扱
 - (2) 当市、関連事業者または第三者の知的財産権、その他の権利を侵害し、または、侵害する恐れのある行為
 - (3) 記録情報の改ざん等

- (4) 本サービスに関連するシステムへの不正なアクセス等及び当該侵害行為を助長する行為
- (5) ID の不正使用
- (6) ポイント等の第三者への譲渡、貸与
- (7) 複数アカウントの保有または利用
- (8) 法令または公序良俗に反する行為
- (9) 前各号の他、本サービスに関連する事業の運営に支障をきたす行為、または、そのおそれがある行為

第14条（本サービスの提供中止）

当市は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、本サービスの全部または一部の提供を中止することがあります。

- (1) 利用者が本規約等に違反した場合
- (2) 利用者が登録した情報に虚偽の内容が含まれる場合
- (3) 利用者が暴力団等の反社会勢力と非難されるべき関係にある場合
- (4) システム保守、システム障害対応、天災・争乱等の不可抗力、その他技術上、運用上の理由により、本サービスの提供を中断する必要があると判断した場合
- (5) その他、やむを得ない事情がある場合

第4章 一般条項

第15条（当市の責任）

- 1 当市は、本サービスに関し、当市の故意または重大な過失により利用者に損害を与えた場合に限り、利用者が被った損害を賠償します。
- 2 当市は、次の各号に関連する損害、または、逸失利益、間接損害、特別損害もしくは弁護士費用については責任を負いません。
 - (1) 通信障害、システム障害等
 - (2) 記録情報の正確性・真正性
 - (3) ID の不正使用、不正アクセス、記録情報の改ざん・消失
 - (4) 利用者端末の故障、紛失、盗難
 - (5) ポイントの利用の結果
 - (6) 関連事業者、その他の第三者による商品・サービスの提供等
 - (7) その他、利用者または第三者の故意または過失
 - (8) ポイント等の提供条件の変更、前条に基づく提供中止
 - (9) 天災、戦争、騒乱等の不可抗力
- 3 対象取引等については加盟店、その他の提携サービス等については提携サービス等提供者の責任において提供されるものとし、当市は、責任を負いません。

第16条（個人情報）

- 1 当市は、利用者の個人情報を、豊中市個人情報保護条例、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令及び当市のプライバシーポリシーに従って、厳重に管理します。
- 2 当市は、利用者の個人情報を下記の目的に限って利用します。
 - (1) 本サービスの提供及び運営のため
 - (2) 不当な取引等の検知、予防及び不当な取引等が行われた場合の処理を行うため
 - (3) 本サービスに関する通知、案内等を行うため
 - (4) 利用者からの問い合わせ等に対して適切に対応するため

- (5) その他本サービスの運営に必要な事項
- 3 当市は、本サービスの実施のために、利用者の個人情報を当市の委託先に対して提供します。

第17条 (知的財産権)

- 1 本サービスに関する知的財産権は、当市または当市が指定する第三者に帰属します。
- 2 提携サービスに関する知的財産権は、提携サービス提供者または当該提供者が指定する第三者に帰属します。

第18条 (準拠法・合意管轄)

- 1 本契約は、日本法に準拠します。
- 2 本規約に関する訴訟については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

制定：2022年10月1日
豊中市都市活力部産業振興課